

# 奈良工業高等専門学校情報メディア教育センター運営委員会規程

平成16年 4月 1日制定

平成19年12月21日改正

## (設置)

第1条 奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、本校情報メディア教育センター規程（以下「センター規程」という。）第6条に基づき、情報メディア教育センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (目的)

第2条 委員会は、情報メディア教育センター（以下「センター」という。）の管理・運営に必要な事項について審議することを目的とする。

## (審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 センターの業務計画に関すること
- 二 センターの保守管理に関すること
- 三 センターの予算に関すること
- 四 学術情報の収集及び提供に関すること
- 五 図書を選定及び読書指導に関すること
- 六 研究紀要の刊行に関すること
- 七 その他委員会が必要と認めた事項

## (組織)

第4条 委員会は、センター規程第7条の組織をもって充てる。

## (委員長)

第5条 委員長は、委員会を招集してその議長となる。

- 2 委員長に事故ある時は、センター規程第7条第二号又は第三号の副センター長がその職務を代理する。
- 3 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聞くことができる。

## (事務)

第6条 委員会の事務は、情報管理室で行う。

## 附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成19年12月21日から施行し、平成19年4月1日から適用する。